

山形県中小企業団体中央会創立 70 周年記念式典における表彰要領

山形県中小企業団体中央会
令和 8 年 1 月 28 日制定

1. 目的

本表彰は、山形県中小企業団体中央会(以下「山形県中央会」という。)の創立 70 周年を記念して、永年にわたり山形県中央会の組織の強化、事業の活性化等に尽力するとともに、その運営が特に優良と認められ、他の模範とするに足る優良組合等を表彰し、山形県中央会及び組合の発展と中小企業の組織化の推進を図ることを目的とする。

2. 表彰の日時等

山形県中央会創立 70 周年記念式典

開催日時	令和 8 年 10 月 21 日(水)14:00~18:30
開催場所	山形市 ホテルメトロポリタン山形

3. 表彰の種類及び表彰者の数

山形県中央会の創立 70 周年記念式典における表彰及び表彰数は、次の通りとする。

(1) 東北経済産業局長表彰

	表彰名	内容	表彰数
①	優良組合	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に基づいて設立された組合(連合会を含む)を表彰する。	総数 5
②	組合功労者	①に規定する組合の役員を表彰する。	

(2) 山形県知事表彰

	表彰名	内容	表彰数
①	優良組合	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に基づいて設立された組合(連合会を含む)を表彰する。	5 組合
②	組合功労者	①に規定する組合の役員を表彰する。	5 人
③	組合青年部	①に規定する組合に設置されている組合員の若手経営者、後継者等をもって構成される組織(青年部等)を表彰する。	1 青年部

(3) 全国中小企業団体中央会会長表彰

	表彰名	内容	表彰数
①	優良組合	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて設立された組合(連合会を含む)を表彰する。	3 組合
②	組合功労者	①に規定する組合の役員を表彰する。	3 人
③	組合青年部	①に規定する組合に設置されている組合員の若手経営者、後継者等をもって構成される組織(青年部等)を表彰する。	2 青年部

(4)山形県中小企業団体中央会会長表彰

	表彰名	内容	表彰数
①	優良組合	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて設立された組合(連合会を含む)を表彰する。	15 組合程度
②	組合功労者	①に規定する組合の役員を表彰する。	25 人程度
③	組合青年部	①に規定する組合に設置されている組合員の若手経営者、後継者等をもって構成される組織(青年部等)を表彰する。	1 青年部程度
④	組合優良専従職員	①に規定する組合の職員を表彰する。	10 人程度
⑤	中央会優良職員	山形県中央会の職員を表彰する。	5 人程度

4. 表彰者の選定

山形県中央会に、創立 70 周年記念式典表彰審査委員会を設置し、別紙「山形県中小企業団体中央会創立 70 周年記念式典 表彰審査基準」に基づき審査、決定するものとする。

表彰審査委員会は、山形県中央会会長が委嘱する外部有識者等で構成するものとする。

5. 副賞の授与

表彰者には、表彰状を授与するとともに、副賞を贈呈する。

6. 推薦手続き

推薦の手続きは、次に掲げる推薦書(様式第 1、第 2、第 3、第 4、第 5)と提出書類を各 1 部、山形県中央会に提出して行う。

	表彰名	提出書類
①	優良組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 1(優良組合推薦書) ・ 申請する組合の組合員名簿 ・ 申請する組合の定款 ・ 申請する組合の履歴事項全部証明書(コピー可) ・ 申請する組合の過去 3 年間の事業及び決算報告書 ・ その他参考となる資料(これまでに受けた表彰状の写し等)
②	組合功労者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 2(組合功労者推薦書) ・ 申請する組合の組合員名簿 ・ 申請する組合の定款 ・ 申請する組合の履歴事項全部証明書(コピー可) ・ 申請する組合の過去 3 年間の事業及び決算報告書 ・ その他参考となる資料(これまでに受けた表彰状の写し等)
③	組合青年部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 3(組合青年部推薦書) ・ 親組合の組合員名簿 ・ 親組合の定款 ・ 親組合の履歴事項全部証明書(コピー可) ・ 親組合の過去 3 年間の事業及び決算報告書 ・ 青年部の名簿 ・ 青年部の規約 ・ 青年部の過去 3 年間の事業及び決算報告書 ・ その他参考となる資料(これまでに受けた表彰状の写し等)
④	組合優良専従職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 4(優良専従職員推薦書) ・ その他参考となる資料
⑤	中央会優良職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 5(中央会優良職員推薦書) ・ その他参考となる資料

(別紙)

山形県中小企業団体中央会創立 70 周年記念式典 表彰審査基準

1. 東北経済産業局長表彰

(1) 優良組合

①	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法、その他の法令に違反していないこと ・登記及び行政庁への届出書類等が的確に行われていること
②	表彰状授与の日において組合設立後 10 年以上経過していること(組織変更した組合にあつては少なくとも変更後 5 年以上経過し、変更前と合算して 10 年以上経過していること。)
③	組合員の事業経営のため必要な共同事業を活発に行っていること(企業組合を除く)
④	組合員が組合の事業を十分利用していること。(企業組合を除く)
⑤	組合の役員の熱意、識見及び力量が信頼するに足るものであること
⑥	組合の組織運営が適切・良好であること
⑦	組合の事業成績、資産内容等から見て経済的基礎が強固で、その持続性が認められること ・直近の 3 事業年度の決算において連続して当期欠損を生じていないこと ・剰余金処分は、法令・定款に基づいて適正に処理されていること ・直近事業年度の決算において、剰余金処分又は損失処理後の正味財産が出資額を下回っていないこと
⑧	組合の事業が健全に運営され、組合員の経済的地位の向上に役立っていること
⑨	山形県中央会の組織の強化、事業の活性化(中小企業施策への取組み等)等に尽力してきたと認められること
⑩	原則として過去に山形県知事表彰(認可行政庁の表彰を含む。)(以下「山形県知事表彰等」という。)又は全国団体の長の表彰を受けたものであること

(2) 組合功労者

①	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法、その他の法令に違反していない組合の役員であること ・登記及び行政庁への届出書類等が的確に行われていること
②	表彰状授与の日において 45 歳以上。通算して満 10 年以上協同組合等の役員であること(過去において役員であったものを含む)
③	組合の発展に寄与した功績が顕著な者であること
④	人格、識見とも卓越し、他の範となる者であつて、かつ、過去において刑罰に処せられたことのない者であること
⑤	その属する組合が山形県中央会の組織の強化、事業の活性化(中小企業施策への取組み等)等に尽力してきたと認められること
⑥	原則として過去に山形県知事表彰等を受けた者であること

2. 山形県知事表彰

(1) 優良組合

①	令和 8 年 4 月 1 日時点で組合設立後 10 年以上経過していること(組織変更した組合にあつては、少なくとも変更後 7 年以上経過し、変更前と合算して 10 年以上経過していること)
②	組合の事業経営のため必要な共同事業を活発に行っていること(企業組合を除く)
③	組合員が組合の事業を十分利用していること(企業組合を除く)
④	組合の役員の熱意、識見及び力量が信頼するに足るものであること
⑤	組合の組織運営が適切・良好であること
⑥	組合の事業成績、資産内容等から見て経済的基礎が強固で、その持続性が認められること ・直近の 3 事業年度の決算において連続して当期欠損を生じていないこと ・剰余金処分は、法令・定款に基づいて適正に処理されていること ・直近事業年度の決算において、剰余金処分又は損失処理後の正味財産が出資額を下回っていないこと

	ていないこと
⑦	組合の事業が健全に運営され、組合員の経済的地位の向上に寄与していること

(2) 組合功労者

①	組合の事業に精励し、その功績が顕著で他の模範となる者であること
②	令和 8 年 4 月 1 日時点で組合の役員歴が 15 年以上であること
③	県内に在住し、令和 8 年 4 月 1 日時点で満 50 歳以上であること
④	禁固以上の刑に処せられたことがないこと
⑤	破産宣告又は破産手続開始決定を受けていないこと
⑥	過去にこの表彰と同趣旨の叙勲、褒章又は知事表彰を受けていないこと

(3) 組合青年部

①	令和 8 年 4 月 1 日時点で青年部設立後 7 年以上(うち組合の定款に青年部が規定されて 3 年以上)経過していること
②	青年部の役員熱意、識見及び力量が信頼するに足るものであること
③	青年部の組織運営が適切・良好であること
④	青年部の事業が健全に運営され、組合の事業に対して多大な貢献をしていること
⑤	組合の運営、経済的基礎等が前項の基準を満たすと認められること
⑥	原則として組合が過去に知事表彰以上の表彰を受けたものであること

3. 全国中小企業団体中央会会長表彰

(1) 優良組合

①	表彰状授与の日において組合設立後 10 年以上経過していること
②	事業経営が活発に行われていること
③	財務内容が堅実であること ・直近の 3 事業年度の決算において連続して当期欠損を生じていないこと ・剰余金処分は、法令・定款に基づいて適正に処理されていること ・直近事業年度の決算において、剰余金処分又は損失処理後の正味財産が出資額を下回っていないこと
④	組合事務が適切に処理されていること
⑤	組織並びに運営が優良と認められること
⑥	中小企業組合の振興、組合制度の普及又は山形県中央会事業の遂行に尽力していること

(2) 組合功労者

①	表彰状授与の日において通算して満 10 年以上組合の役員であること
②	組合の育成強化に尽し、その功績が顕著であると認められる者であって、かつ、過去において刑罰に処せられたことのない者であること
③	その属する組合が組合制度の普及又は山形県中央会の事業の遂行に尽力し、その功績が顕著であると認められること

(3) 組合青年部

①	表彰状授与の日において設立後 10 年以上を経過している青年部であること
②	青年部の組織運営が適切・良好であること
③	青年部の活動がその属する組合の改善発達に貢献していること
④	中小企業組合の振興、組合制度の普及又は山形県中央会の事業の遂行に尽力している青年部であること

4. 山形県中小企業団体中央会会長表彰

(1) 優良組合

①	表彰状授与の日において組合設立後 10 年以上経過していること
②	事業の経営が活発に行われていること
③	組合事務が適切に処理されていること
④	組織並びに運営が優良と認められること
⑤	中小企業組合の振興、組合制度の普及又は山形県中央会事業の遂行に尽力していること

(2) 組合功労者

①	表彰状授与の日において通算して満 10 年以上組合の役員であること
②	組合の育成強化に尽し、その功績が顕著であると認められる者であって、かつ、過去において刑罰に処せられたことのない者であること
③	その属する組合が組合制度の普及又は山形県中央会の事業の遂行に尽力し、その功績が顕著であると認められること

(3) 組合青年部

①	表彰状授与の日において設立後 10 年以上を経過している青年部であること
②	青年部の組織運営が適切・良好であること
③	青年部の活動がその属する組合の改善発達に貢献していること
④	中小企業組合の振興、組合制度の普及又は山形県中央会の事業の遂行に尽力している青年部であること

(4) 組合優良専従職員

①	組合の事務局専従者であり、表彰状授与の日において 10 年以上勤務した者であること
②	指導力に優れ、その業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするに足る者

(5) 中央会優良職員

①	中央会の専従役職員であり、表彰状授与の日において 10 年以上勤務した者であること
②	指導力に優れ、その業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするに足る者